

【消費生活の窓口から】

眼鏡型の拡大鏡の使用方法にご注意を！

～着用したまま歩くと危険です～

眼鏡型の拡大鏡は、手の届く程度の距離にあるものを拡大してみるための商品で、**視力を矯正するものではありません**。手の届かないほど離れた距離のものは明瞭に見ることができないため、**着用したまま歩行すると転倒する恐れがありますのでやめましょう**。

〈事例１〉父が眼鏡型の拡大鏡を着用したまま歩いたところ、段差で転倒し、肋骨を骨折した。（当事者：80歳代 男性）

〈事例２〉眼鏡型の拡大鏡を30分ほど使用したところ、外した後、目の焦点が合わず、吐き気をもよおし、しばらく横に

なるほど気分が悪くなった。（当事者：60歳代 男性）

【アドバイス】

◆既製品である眼鏡型の拡大鏡は一人ひとりに合わせて作られていません。

できるだけ購入前に使用感等を確認し、眼鏡を持っている場合は、眼鏡との重ね掛けも試しましょう。

◆見え方に異常が生じて気分が悪くなったり、頭痛やめまいが起きたりすることもあります。

眼や見え方に異常を感じたら、使用を中止しましょう。

出典：国民生活センターホームページ「[眼鏡型の拡大鏡 着用したまま歩くと危険です（PDF）](#)」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3